

（事業所名称） 防火管理規程

（目的）

第1条 この計画は、（事業所名称）における防火管理について必要な事項を定めて、火災を予防し、人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（防火管理者の権限）

第2条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有するものとする。

（防火管理者の業務）

第3条 防火管理者は、次の業務を行うこととし、その責任を負うものとする。

- （1） 消防計画の検討及び変更。
- （2） 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施。
- （3） 消防用設備等の点検整備の実施及び監督。
- （4） 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施及び監督。
- （5） 火気の使用、又は、取扱いに関する指導監督。
- （6） 終業時に、たばこ等の点検を従業員全員で行う。
- （7） 収容人員の管理。
- （8） 管理権原者に対する助言及び報告、並びに、その他防火管理上必要な業務。

（消防機関への報告、連絡）

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告及び連絡を行うものとする。

- （1） 消防計画書の提出
- （2） 建築物及び諸設備の設置、または、変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き。
- （3） 消防用設備等の点検結果の報告。
- （4） 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査、指導の要請。
- （5） 教育訓練実施時における指導の要請。
- （6） その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要事項。

（消防計画書の適用範囲）

第5条 （事業所名称）に出入りする全ての者に、この消防計画書の定める事項を適用するものとする。

（防火対策会議）

第6条 防火管理業務の運営の適正を図るため、防火対策会議を必要の都度開催し、防火管理者を議長とし議員全員が参加する。

(審議事項)

第7条 防火対策会議は、次の基本的な事項について審議する。

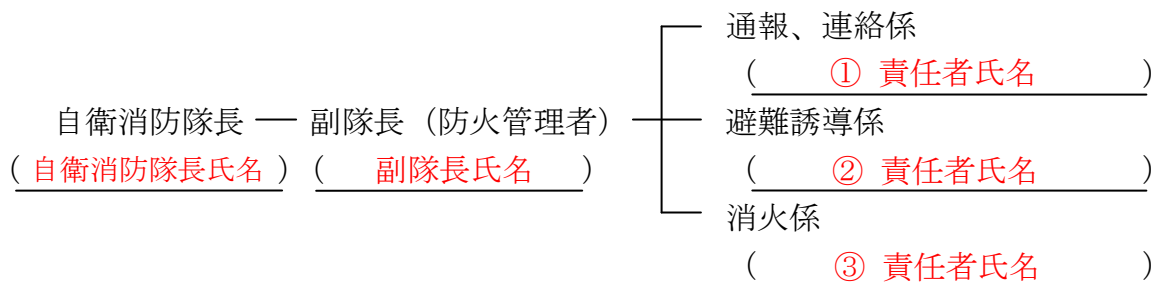
- (1) 消防計画の作成及び変更に関する事。
- (2) 防火対象物の構造及び避難施設、並びに消防用設備等の維持管理に関する事。
- (3) 自衛消防組織の設置及び装備等に関する事。
- (4) 消火、通報及び避難等の訓練の実施に関する事。
- (5) 火災の際の隣接防火対象物との応援協定に関する事。
- (6) 消防施設の改善強化に関する事。
- (7) 火災予防上必要な教育に関する事。
- (8) その他防火管理に関する事。

(点検及び検査の方法)

第8条 消防用設備等及び建築物、火気使用設備器具、危険物等の点検検査を任意の方法により随時行い、その結果を別表防火管理日誌に記録し、防火管理者へ報告すること。

(自衛消防隊組織)

第9条



(通報連絡)

第10条 火災が発生したときは、自衛消防隊長へ出火場所を通報すること。
通報、連絡係勤務者は、消防機関へ所在地、名称、被害状況等を通報すると共に、事業所内へ放送又は口頭で周知するものとする。

(消火活動)

第11条 火災が発生した場合は、近くの消火器で消火にあたるものとする。

(避難誘導)

第12条 火災の発生した反対側の階段、又は、非常口等を利用し、避難誘導するものとする。

点検要領

- (1) ボイラー室に関しては、ボイラーの作動状況、可燃雑物の有無、サービスタンク及び注油口からの燃料の漏洩、自家発電設備、配電盤等の点検を実施すること。
- (2) 事務室、待機室の他、在室者がいない部屋において、たばこの吸い殻が入った灰皿等を発見した場合は、火気の有無にかかわらず完全に始末すること。
- (3) 各所に配置してある屑かご内にたばこの吸い殻等が入っていないか等を注意して点検すること。
- (4) 食堂は、瞬間湯沸器及びガスコンロの元栓を点検すること。
- (5) 各所に設置してある消火器は、定数どおり規定場所にあるかどうか点検すること。
- (6) 誘導灯及び電灯等の点灯の有無を確認すること。
- (7) 2階屋上の変電設備に関しては、目視により点検すること。
- (8) 通路等に避難の支障となる雑物が無いかを確認し、置かれている場合は、速やかに移動、又は、撤去すること。

別記様式第2号（第8条関係）

検 査 票

| 種類および番号 | | | No. |
|-----------|-------|--|------|
| 担当責任者名 | | | |
| 検 査 年 月 日 | 結 果 欄 | | 検査員印 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 備 考 | | | |

消防用設備等自主点検チェック表

年 月 日実施

| 実 施 設 備 | 確 認 箇 所 | 点 検 結 果 |
|-----------------------------------|--|---------|
| 消火器 | 設置場所に置いてあるか。 | |
| | 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 | |
| | 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 | |
| | ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 | |
| | 圧力計が指示範囲内にあるか。 | |
| 屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) | 使用上の障害となる物品はないか。 | |
| | 消火栓扉は確実に開閉できるか。 | |
| | ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 | |
| | 表示灯は点灯しているか。 | |
| スプリンクラー設備 | 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） | |
| | 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |
| | 送水口の変形及び操作障害はないか。 | |
| | スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 | |
| | 制御弁は閉鎖されていないか。 | |
| 水噴霧消火設備 | 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） | |
| | 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |
| | 管、管継手に漏れ、変形はないか。 | |
| 泡消火設備 (固定式) | 泡の分布を妨げるものがないか。 | |
| | 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |
| | 泡のヘッドにつまり、変形はないか。 | |
| 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 | 起動装置またはその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか（手動式起動装置） | |
| | 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 | |
| | スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 | |
| | 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 | |
| 屋外消火栓設備 | 使用上の障害となる物品はないか。 | |
| | 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 | |
| | ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 | |

| | | |
|------------|--|--|
| 動力消防ポンプ設備 | 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 | |
| | 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 | |
| | 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 | |
| 自動火災報知設備 | 表示灯は点灯しているか。 | |
| | 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 | |
| | 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 | |
| | 感知器の破損、変形、脱落はないか。 | |
| 火災通報装置 | 本体の変形、損傷、著しい腐食等はないか。 | |
| | 本体の前面には、操作等に必要な空間が保有してあるか。 | |
| | 本体の電源は正常に供給されているか。 | |
| ガス漏れ火災警報設備 | 表示灯は点灯しているか。 | |
| | 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 | |
| | 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 | |
| | ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。 | |
| 漏電火災警報機 | 電源表示灯は点灯しているか。 | |
| | 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。 | |
| 非常ベル | 表示灯は点灯しているか。 | |
| | 操作上障害となる物がないか。 | |
| | 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | |
| 放送設備 | 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 | |
| | 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 | |
| 避難器具 | 避難に際し、容易に接近できるか。 | |
| | 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 | |
| | 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 | |
| | 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 | |
| | 標識に変形、脱落、汚損がないか。 | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| 誘導灯 | 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 | |
| | 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 | |
| | 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 | |
| | 不点灯、ちらつき等がないか。 | |
| 消防用水 | 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 | |
| | 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 | |
| 連結散水設備 | 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。又、送水活動に障害となるものがないか。 | |
| | 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | |
| | 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 | |
| | 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 | |
| 連結送水管 | 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。又、送水活動に障害となる物がないか。 | |
| | 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | |
| | 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 | |
| | 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 | |
| | 表示灯は点灯しているか。 | |
| 非常コンセント設備 | 周囲に使用上障害となる物がないか。 | |
| | 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 | |
| | 表示灯は点灯しているか。 | |
| 検査実施者氏名 | | 防火管理者確認 |

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○：良 ×：不備・欠陥 △：即時改修